

一般社団法人日本外交協会地方支部規則

一般社団法人日本外交協会は国際情勢や日本の外交政策に対する国民の理解を増進させるため、東京での活動に加え、地方における啓発活動が必要と考える。日本外交協会地方支部は以下の規定に則って活動するものとする。

- 第1条 支部の名称は「日本外交協会〇〇支部」（〇〇は地名）とする。
- 第2条 支部を結成する際には支部責任者が支部会員名簿と支部会則を添えて日本外交協会に申し込む。会則の中で事務所設置場所、管轄地域も明示する。支部は支部長と事務局長を置かなければならない。支部役員が交代する時は日本外交協会に報告する。日本外交協会は理事会の承認を得たうえで各支部の設置を認める。
- 第3条 支部会則は日本外交協会の定款および活動方針に反する内容であってはならない。
- 第4条 支部は支部会員の年会費の額、徴収方法などを地域事情にあわせて決めることができるが、支部会員1人あたり年額 2,000 円を諸経費相当分として日本外交協会に納めなければならない。日本外交協会は支部に対し会員数分の「日本外交協会報」を無料で送付する。
- 第5条 日本外交協会は支部が開催する講演会、シンポジウムなどの講師の人選、派遣について、できる限り協力する。なお、各種費用は支部が負担するものとする。
- 第6条 日本外交協会はホームページに各支部の活動を掲載する。このため、各支部は一つの活動が終了した時点でホームページにアップする文章、写真などを日本外交協会に送付するものとする。
- 第7条 支部会員は東京で開催する日本外交協会の総会、月1度開催する例会に出席できる。総会での議決権は支部長1名のみが1つを有する。支部活動に関しては議決権の範囲を含め、支部長に一任する。
- 第8条 支部長は毎年度、日本外交協会に対して支部活動報告を提出しなければならない。
- 付則 この一般社団法人日本外交協会地方支部規則は平成29年5月30日から実施する。